

議案第16号

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 大田原市附属機関設置条例(平成25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後(新) | | | 改正前(旧) | | |
|-----------|----------------|-----------------------|-----------|---------------|------|
| 別表(第2条関係) | | | 別表(第2条関係) | | |
| 執行機関 | 附属機関 | 担当事務 | 執行機関 | 附属機関 | 担当事務 |
| 市長 | (略) | | 市長 | (略) | |
| | 大田原市プロポーザル審査会 | (略) | | 大田原市プロポーザル審査会 | (略) |
| | 大田原市都市計画税検討委員会 | <u>都市計画税の検討に関する事務</u> | | (新設) | |

| | | | | |
|-----|------|-----|-------------|-------------|
| | (略) | | (略) | |
| | (削る) | | 大田原市史編さん委員会 | 市史編さんに関する事務 |
| | (略) | | (略) | |
| (略) | | (略) | | |

(大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後（新） | | 改正前（旧） | |
|---------------|-------------------|---------------|-----------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 職名 | 報酬の額 | 職名 | 報酬の額 |
| (略) | | (略) | |
| 固定資産評価審査委員会委員 | (略) | 固定資産評価審査委員会委員 | (略) |
| 都市計画税検討委員会委員 | 弁護士、不動産鑑定士及び大学教授等 | (新設) | |
| | その他 | | |
| (略) | 日額 15,000円 | (略) | |
| 大田原市役所産業医 | (略) | 産業医 | (略) |
| (略) | | (略) | |
| (削る) | | 市史編さん委員会委員 | 日額 8,000円 |
| (削る) | | 市史編さん専門部会委員 | 日額 8,000円 |
| (略) | | (略) | |

備考（略）

備考（略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。